

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(堺税務署長)

平成20年9月18日一部認容・控訴

判 示 事 項

- (1) 会計帳簿の信用性
- (2) 同族法人の帳簿の記載内容に高い信用性が認められるという評価を前提に、その帳簿記載を主たる根拠として、本件貸付金の存在を認定できるという課税庁の主張が、本件借入金勘定の一部の会計処理は誤った処理であることからすれば、本件借入金勘定における会計処理の継続性、連続性が保持されたものとは認められないところであって、本件借入金勘定に係る帳簿記載は全体として信用を置くべき基礎が備わっているとはいえないとして排斥された事例
- (3) 本件借入金勘定の各項目について、帳簿記載に対応した債権発生・消滅の原因となる具体的な事実があるとする課税庁の主張が、被相続人名義の預金の解約と同族法人における受入れに関する項目については、これらの預金と簿外資産に係る預金とを区別するだけの明確な根拠に乏しく、被相続人名義の預金であるからといって、それが同人に帰属するかどうかは必ずしも明らかではないとして排斥された事例
- (4) 本件借入金勘定の各項目について、帳簿記載に対応した債権発生・消滅の原因となる具体的な事実があるとする課税庁の主張が、関連法人からの債権の譲受けに関する項目については、被相続人が入院中のこの時期に、巨額な取引を集行的に行う合理的な理由が容易には見当たらないところ、本件借入金勘定において、被相続人に対する残高がゼロになっていることからすれば、同族法人の経理担当者においては、被相続人と同族法人との間の債権債務を圧縮し、可能な限り少なくすることに専らその目的があったものと推認されるものであり、果たして、被相続人はもちろんのこと、同族法人の経理担当者、その他関係者において、この取引が真意に基づく実体を伴ったものとして行われたといえるかどうか、強い疑問を払拭できないとして排斥された事例
- (5) 同族法人の借入金勘定に係る帳簿記載は全体として信用を置くべき基礎を欠いていることに加え、その項目を個別的に検討してみても、これに対応した課税庁主張の債権発生・消滅の事実が認められないものがあるため、結論において、本件相続に係る相続財産として、同族法人に対する貸付金の存在を認めることができないとされた事例

判 決 要 旨

- (1) 商人が営業上の財産及び損益の状況を明らかにするため、公正なる会計慣行に従って、会計帳簿及び貸借対照表を作成するとされているとしても、そのことから当然に商人の作成する会計帳簿が一般的に高い信用性を有するとはいえず、会計帳簿の信用性の根拠は、会計帳簿が日常の業務の中で起こった事実に基づき、継続的、連続的に途切れることなく、かつ、通常一般の会計処理方法に従った記載方法によって記載されていることにあるというべきである。
- (2)～(5) 省略

判 決

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 堺税務署長が平成15年12月18日付けで原告らに対してした、平成12年7月25日相続開始に係る相続税の各更正処分（平成16年4月28日付けでされた異議決定により一部取り消された後のもの）のうち各原告の課税価格1億5681万9000円、納付すべき税額5663万6700円をそれぞれ超える部分及び各過少申告加算税賦課決定処分（平成16年4月28日付けでされた異議決定により一部取り消された後のもの）のうち各税額30万9000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

堺税務署長が平成15年12月18日付けで原告らに対してした、平成12年7月25日相続開始に係る相続税の各更正処分（平成16年4月28日付けでされた異議決定により一部取り消された後のもの）のうち各原告の課税価格1億5681万9000円、納付すべき税額5663万6700円をそれぞれ超える部分及び各過少申告加算税賦課決定処分（平成16年4月28日付けでされた異議決定により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被相続人亡甲こと甲（以下「被相続人」という。）の相続税について更正及び過少申告加算税の賦課決定を受けたことから、それらの取消しを求めている事案である。

- 1 前提事実（争いがないか、掲記の証拠（書証の番号は特に断らない限り枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 被相続人は、株式会社A（以下「A」という。）の代表取締役としてその業務全般を統括していた。Aは、大阪府堺市に本店を置き、同所において「B」、同市において「C」の各名称でパチンコ店を経営する資本金1000万円の株式会社である。

（以上につき、甲7から9まで）

イ 被相続人は、平成12年7月25日死亡し、相続が開始した（以下「本件相続」という。争いなし）。

ウ 乙（以下「乙」という。）は被相続人の配偶者、原告丙（以下「原告丙」という。）、原告丁（以下「原告丁」という。）、戊（以下「戊」という。）及びD（以下「D」という。）は被相続人の子、E（以下「E」という。）は被相続人の養子（戊の子）であり、いずれも被相続人の共同相続人である（原告らを含む以上6名を以下「共同相続人ら」という。）（争いなし）。

(2) 課税の経緯等

原告らに対する課税の経緯は、下記アからキまでのとおりである。これらについて

金額を含めて表にまとめたものが、別紙１「相続税の課税の経緯及びその内容」である。

ア 共同相続人らは、処分行政庁に対し、本件相続に係る相続税申告書（以下「当初申告書」という。）を法定申告期限内の平成１３年５月２５日付けで提出した（甲１）。

イ 共同相続人らは、平成１３年７月５日に遺産分割協議が成立したことから（甲２）、同年８月２７日、処分行政庁に対し、租税特別措置法６９条の４に規定する小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例及び相続税法１９条の２に規定する配偶者に対する相続税額の軽減の特例の適用が可能になったとして、本件相続に係る相続税の更正の請求書を提出した（争いなし）。処分行政庁は、同月３０日、共同相続人らのした更正の請求を認め、更正の請求に基づく減額更正処分を行った（争いなし）。

ウ 処分行政庁は、平成１５年５月１２日、共同相続人らの相続税の申告内容について調査（以下「本件調査」という。）を開始したところ、申告漏れの財産として以下のものがあると判断した。

① Ａに対する貸付金債権（以下「本件貸付金」という。）

３億２２９９万３３４２円

② 普通預金

１万９３９７円

③ 定期預金

１０６６万２１９２円

④ 美術品

２５万００００円

⑤ ３年以内の贈与加算等の各財産

３４１２万５０００円

エ 共同相続人らのうち原告らを除く乙、戊、Ｄ及びＥの４名は、平成１５年１２月１１日付けで本件調査の結果に沿った修正申告書を提出したが、原告らはこれを提出しなかったことから、処分行政庁は、同月１８日付けで、原告らに対し、各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下それぞれを「本件各更正処分」、「本件各賦課決定処分」といい、併せて「本件各更正処分等」という。）を行った。本件各更正処分が賦課した本税の額は各７２７８万８２００円、本件各賦課決定処分が賦課した過少申告加算税の額は各１９２万４０００円である。

（以上、ウ、エにつき甲３、甲５）

オ 原告らは、平成１６年２月９日、本件各更正処分等に不服があるとして異議申立てをしたところ、処分行政庁は、前記ウ④の美術品は被相続人の財産であるとは認められないこと、当初申告書に記載されていた相続財産のうち株式会社Ｆの株式２０００株の株価は０円であることを理由として、同年４月２８日付けで本件各更正処分等の一部を取り消し、上記異議申立てのうちその余の部分を棄却した（甲４）。

カ 原告らは、平成１６年５月２５日、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成１７年５月１７日付けで原告らの審査請求を棄却する裁決をした（甲５）。

キ 原告らは、平成１７年１１月９日、本件貸付金は存在しないとして、本件各更正処分等の取消しを求めて本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

２ 被告の主張する課税根拠と本件の争点

（１） 被告が本件訴訟において主張する課税根拠は、別紙２「課税価格及び相続税額一

覧表」及び別紙３「過少申告加算税の計算明細表」に各記載のとおりであり、本件各更正処分により納付すべき税額（別紙１の順号⑤）は上記課税根拠における納付すべき税額（別紙２の順号⑳）の範囲内であること、また、本件各賦課決定による過少申告加算税の額は上記課税根拠の過少申告加算税の額（別紙３の順号⑧）と同額であることから、被告は、本件更正処分等がいずれも適法であると主張している。

(2) 被告主張の上記(1)の課税根拠については、本件貸付金債権３億２２９９万３３４２円が存在し、これを加算して別紙２の順号⑥の「その他の財産」の課税価格を算定していることを除けば、当事者間に争いが無い。

(3) したがって、本件訴訟の争点は、本件貸付金３億２２９９万３３４２円の存否である。

３ 争点に関する当事者の主張

(被告の主張)

(1) Aの会計帳簿の信用性

商人は、営業上の財産及び損益の状況を明らかにするため、公正なる会計慣行に従って、会計帳簿及び貸借対照表を作成するとされている（平成１７年法律第８７号による改正前の商法３２条）ことから、商人の作成する会計帳簿は、一般的に、高い信用性があるというべきである。

そして、Aに対しては、株式会社G（以下「G」という。）とともに、平成１１年６月１４日から平成１２年２月２４日にかけて、大阪国税局査察部による査察調査（以下「本件査察調査」という。）が行われ、Aの会計帳簿については、本件査察調査及び本件調査において担当職員が相当の日数を投入して確認しており、さらに、V税理士事務所において修正処理をするなどしてその適正が担保されている。

したがって、Aの会計帳簿の記載内容は信用でき、相当の根拠をもって明らかな会計処理上の誤りを指摘することができるような例外的な場合を除き、Aの会計帳簿の記載から当該記載に係る事実を認定できるというべきである。

(2) 本件借入金勘定の各順号について

Aの各種会計帳簿をまとめたものが、別紙４「本件借入金勘定」であり、被相続人とAとの間の債権債務関係は、基本的には、この本件借入金勘定のとおりである。本件借入金勘定の各順号についての個別的な検討は、別紙５「本件借入金勘定の各順号について」記載のとおりであり、本件借入金勘定順号６、８及び９に係る会計処理は全部、少なくとも順号６の全部及び順号９のうち３億８３０６万６８９２円部分は、相当の根拠をもって明らかな会計処理上の誤りを指摘することができる一方、その余の部分の会計処理については、相当の根拠をもって明らかな会計処理上の誤りを指摘することができない。

(3) 小括－Aの会計帳簿から本件貸付金の存在が認められること

以上を踏まえ、本件借入金勘定からこれらの誤ってされた会計処理に係る部分を除外すると、被相続人はAに対して４億９１０９万５６５６円、少なくとも３億２２９９万３３４２円の貸付金債権を有していることが認められる。

(原告らの主張)

(1) 被告は、会計帳簿が一般的に高い信用性を有すると主張するが、会計帳簿の信用

性の根拠は、会計帳簿が日常の業務の中で起こった事実に基づいて、継続的、連続的に途切れることなく、かつ、通常一般の会計処理方法に従って記載されていることにあるところ、本件借入金勘定のうち少なくとも順号6、8及び9の会計処理が誤ったものであることは被告も認めるべきところであり、そうすると、本件借入金勘定における会計処理の継続、連続性は失われており、Aの会計帳簿の記載から当該記載に係る事実を認定できるという被告の主張は、その前提を欠いている。

(2) 本件貸付金が存在するというためには、被相続人とAとの間の貸付けに係る合意及び当該合意に基づく財貨の移転の各主張立証がされなければならないところ、本件においては、できる限りの特定で足りるという一種の救済法理を通して見たとしても、必要な主張立証はされていない。

(3) よって、本件貸付金の存在は認められない。

第3 争点に対する判断

1 前記前提事実(第2の1)に加え、証拠(甲1から3まで、5、7から11まで、14から16まで、18、25から27まで、30、31、乙1、33、証人H、原告丙本人)及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の各事実を認めることができる。

(1) 被相続人は、大正12年10月28日に生まれ、昭和36年ころから堺市内において「I」の屋号で伸銅業を営み、昭和37年に有限会社に、昭和49年に株式会社に、それぞれ組織変更したものである。被相続人は、昭和53年ころまでに伸銅業を廃業して、堺市内においてパチンコ店「B」の経営を始め、昭和57年にIの商号を変更してAとし、昭和63年には「C」を開店した。

被相続人は、Aのほかにも、G(代表者は被相続人の長男戊)、株式会社J(代表者は被相続人の二女原告丙の夫K。以下「J」といい、Kを以下「K」という。)、株式会社F(代表者は被相続人の長女L)、株式会社M(代表者は被相続人の二女原告丙)等を設立し、経営を統括してきた。Gは、兵庫県宝塚市内においてパチンコ店2店を経営している。

(2) 被相続人は、Aの経営に関し、戊を営業面の統括責任者、Kを経理面の統括責任者としていたところ、被相続人は、Kに対し、パチンコ店「C」の売上金の一部を除外して持参するよう指示し、Kがこの指示に応じ、続いて「B」本店の売上金、さらには、Gの経営する宝塚市内のパチンコ店の売上金についても、被相続人の指示に基づき、各店の担当者に売上除外をさせるようになった。除外する金額は、その都度異なっており、1回100万円であることが多かったものの、30万円や50万円のこともあれば、200万円、300万円のこともあった。

被相続人が平成8年8月から平成11年6月14日までの期間に行った売上除外に係る金員の動きは、甲14のノートに記録されている。被相続人は、売上除外によって得た現金を、自分や親族の名義での定期預金(N銀行堺市店、O信用組合堺市店、P銀行堺市店及び旧Q銀行鶴橋支店)にするほか、親族5世帯に対する給料やボーナスその他の使途に充てていた。

(3) K及び原告丙は、Aやその関連会社の帳簿上は、給料や報酬が支払われていることになっていたが、被相続人の指示により、実際に授受がされることはなく、会社に対する貸付金として処理され、その一方で、被相続人から、K及び原告丙に対し、一

人につき毎月50万円程度の現金が簿外で支払われていた。

- (4) こうした売上除外の結果、Aの平成8年11月期、平成9年11月期及び平成10年11月期に係る法人税確定申告書の記載内容は真実に合致しないものとなっていたところ、A及びGは、平成11年6月14日から平成12年2月24日までの間、本件査察調査を受け、その結果、Aに帰属すべき簿外現金等の存在が大阪国税局に判明するところとなった。

Aの経理事務は、それまでK、原告丙及びDが行っていたところ、Aでは、本件査察調査が行われている間の平成11年11月ころ、V税理士事務所に依頼し、以後、同事務所がA及びGその他の関連企業の顧問税理士となり、H事務員（以下「H事務員」という。）が同事務所の先輩に当たるTと共に記帳指導や決算書作成等の会計事務を担当するようになった。このため、そのころからK、原告丙及びDが経理事務に直接かかわることはなくなった。

Aでは、本件査察調査の結果に基づき、H事務員が修正申告書（平成8年11月期から平成11年11月期までの各決算期分）を作成し、平成12年3月15日及び同月27日付けで処分行政庁に提出した。

- (5) Aでは、本件査察調査を受け、修正申告を受け入れたことから、加算税や延滞税等の納税のための多額の資金が必要となり、これに伴う会計処理も必要となっていたところ、V税理士事務所においては、他の事務の繁忙度との兼ね合いから、上記処理を6月末に行うこととなった。Aの本件借入金勘定は、平成12年7月1日の順号21において、残高がゼロになっているが、一連の処理は、H事務員が、V税理士事務所の業務として同税理士らの指示を受けながら行った。
- (6) 被相続人は、平成12年4月ころ、胆管細胞がん罹患していることが判明して入院し、同年7月25日、死亡した。
- (7) 本件査察調査の結果、A及びKは、法人税法違反の罪により起訴され、平成13年8月21日、大阪地方裁判所において、Kが被相続人と共謀の上、Aの平成8年11月期、平成9年11月期及び平成10年11月期に係る法人税につき、売上げの一部を除外するなどの方法により、所得金額の一部を秘匿した上、内容虚偽の法人税確定申告書を提出するなどし、合計約2億2900万円をほ脱したとして有罪判決（Aにつき罰金550万円、Kにつき懲役10月、3年間執行猶予）を受けた。

2 被告の主張する本件貸付金の認定根拠とその検討

(1) 会計帳簿の信用性について

ア 被告は、Aの帳簿の記載内容に高い信用性が認められるという評価を前提に、その帳簿記載を主たる根拠として、本件貸付金の存在を認定できると主張するものである。

すなわち、平成12年7月1日時点の本件借入金勘定の被相続人からの借入金残高はゼロとなっているところ、これを各順号ごとに検討していくと、順号6、8及び9は本件借入金勘定に計上すべきでない項目を借方・貸方に誤って計上したものであり、これら誤った各項目がなかったものとする、その借入金残高は4億9109万5656円となって、本件相続開始当時、被相続人はAに対する貸付金債権として4億9109万5656円を有していたことになること、少なくとも本件各

更正処分等において課税根拠とした3億2299万3342円の貸付金債権を有していると認められるべきであることを主張するものである。

【判示(1)】

イ しかしながら、商人が営業上の財産及び損益の状況を明らかにするため、公正なる会計慣行に従って、会計帳簿及び貸借対照表を作成するとされているとしても、そのことから当然に商人の作成する会計帳簿が一般的に高い信用性を有するとはいえない。会計帳簿の信用性の根拠は、会計帳簿が日常の業務の中で起こった事実 に即して、継続的、連続的に途切れることなく、かつ、通常一般の会計処理方法に従った記載方法によって記載されていることにあるというべきところ、被告も認めるとおり（別紙5）、本件借入金勘定の順号6、8及び9の会計処理は誤った処理であることからすれば、本件借入金勘定における会計処理の継続性、連続性が保持されたものとは認められないところであって、信用を置くべき基礎が備わっているとはいえない。

【判示(2)】

被告は、本件査察調査の開始以後、Aには、V税理士事務所が顧問として新たに関与するようになり、同事務所のH事務員らによって会計処理の適正化が図られたことを指摘して、本件借入金勘定が信用できる旨主張するけれども、新しい専門家の関与にもかかわらず、上記のような誤った会計処理が行われていることを考えると、被告主張の点は信用を置くべき根拠になるものではない。

(2) 本件借入金勘定の各順号について

ア さらに、被告は、上記の誤った項目（順号6、8、9）及び誤った項目とその修正のために反対勘定が立てられた項目（順号3、5、12～14）以外の各項目について、①被相続人名義の預金の解約とAにおける受入れ（順号1、2、4、7）、②本件査察調査におけるA・被相続人間の貸付金・借入金の認定（順号10、11）、③Aの被相続人に対する未払地代・家賃の振替え（順号15）、④J及びGから被相続人への債権譲渡（第三債務者・A）（順号16、18、20、21）、⑤被相続人の保証金債務のAによる債務引受け（順号17）、⑥被相続人からAへの債権譲渡（第三債務者・U）とその未払対価の振替え（順号19）等、帳簿記載に対応した債権発生・消滅の原因となる具体的な事実があったと主張している。

【判示(3)】

イ しかし、上記①の点については、被相続人名義の預金であるからといって、それが同人に帰属するかどうかは必ずしも明らかでない。

すなわち、Aは、堺市内においてパチンコ店2店舗を経営し、毎日、相応の売上現金があったと考えられること、その経営は被相続人及びその親族によってされ、毎日の現金管理、書類作成等の経理面も被相続人の親族が行っていたもので、簿外売上金を作り出すことは容易な状況にあったこと、これらを原資として、被相続人や親族名義で多額の定期預金としていたことは、前記1で認定したとおりであり、これらの簿外資産に当たる預金を解約してAが受け入れた場合には、本来であれば、本件借入金勘定に項目を立てるべきではないところ、順号3、5及び6においては、被相続人名義が借名預金ではなく被相続人に帰属するという前提の下、被相続人からの借入金として計上するという誤った処理がされている（ただし、順号3及び5については、上記のとおり、順号12から14までで反対勘定を立てて修正が行われている。）。そして、Aは、本件査察調査の結果、加算税や延滞税を含め、6億円

を超える納税のための資金が必要となり、この資金を捻出するため、Aを中心とする売上除外金を原資として預け入れられていた被相続人又は親族名義での借名預金等を解約し、Aの預金に入金する作業が行われることとなったことは、H事務員も証言するところである。こうした経過と対比するならば、本件借入金勘定において同じような処理をされた上記①に係る預金について、これを簿外資産に係る預金と区別するだけの明確な根拠に乏しいというべきである。

この点について、被告は、本件査察調査において、被相続人や親族名義の預金のうち借名預金（簿外資産）に当たるものと、そうでないものとを区別して把握していること（甲12の7～9頁「家族名義借入金導入状況」等と記載した表）、被相続人ら関係者は、売上除外による簿外現金を作出していた期間が平成8年8月から平成11年6月までの間であると供述しており、上記①に係る預金の預入れがいずれも上記期間よりも前に行われていることからすると、当該預金はAの簿外資産に含まれないとも主張しており、確かに、被相続人及びKの供述には上記主張に沿うものもある（甲8、乙8、9。ただし、Kは、被相続人から最初に売上除外の指示があったのは、平成7年初めであるとする。）。

とはいえ、上記被告の主張は、本件査察調査で把握できた年分のほ脱所得に対応するものとして簿外資産の範囲がその限度で認定できたということにとどまり、それ以外に簿外資産がなかったということにはならないし、関係人の供述が上記のとおりであるとしても、平成8年8月以降、巨額に上る売上除外を突如として開始したとまで断定できるものではなく、むしろ、前記1で認定したAの経営の実態、売上除外の方法等をみる限り、それ以前から売上除外が実行されていた可能性は小さくないというべきであって、被告の主張は採用できない。

さらに、被告は、仮に被相続人のAに対する貸付けの原資がAの売上除外金であったとすれば、被相続人は、Aの預金とすべきものを横領し、自己の預金として管理し、その利益を保管していたものと解することができるから、当該貸付金を被相続人の財産として課税の対象とすべきである旨主張している。しかしながら、もともと被相続人がワンマン経営者として各関連企業に対する強い影響力を有していたことを勘案するならば、Aの売上金を簿外で管理していたことをもって、被相続人による横領と直ちに評価できるものではなく、これをもって被相続人の相続財産に含ましめることもできない。

【判示(4)】

ウ 次に、上記④のJ及びGからの債権の譲受けについては、そもそも事業年度途中であり、被相続人が入院中のこの時期に、掲記のような巨額の取引を、しかも集中的に行う合理的な理由が容易には見当たらないところ、本件借入金勘定において、平成12年7月1日時点で被相続人に対する残高がゼロとなっていることからすれば、Aの経理担当者においては、被相続人とAとの間の債権債務を圧縮し、可能な限り少なくすることに専らその目的があったものと推認される（証人Hもこれに沿った証言をする。）。このようにいわば帳尻合わせとしてAと被相続人や関係会社間の取引が行われたように見受けられる反面、被告も主張するとおり、会計処理が誤っており、本来計上すべきでない順号6、8及び9の項目が本件借入金勘定に計上されているにもかかわらず、その点を看過した上で、これら誤った項目を含めて

積算した残高がゼロになるように帳尻を合わせる（上記④の取引の金額を調整する）結果になっていることからすると、果たして、被相続人はもちろんのこと、Aの経理担当者、その他関係者の間において、上記④の取引が真意に基づく実体を伴ったものとして行われたといえるかどうか、強い疑問を払拭できないというべきである。

この点について、被告は、J及びGにおいて、当該債権譲渡に対応する帳簿記載等があること、当該債権譲渡は被相続人がJ及びGに対して有する債権の代物弁済として行われたものである（「債権を引き継いだ」、「債権を振り替えた」などの主張はその趣旨によるものと解される。）ところ、代物弁済後のJ及びGに対する債権残高について、被相続人においてこれを債権放棄したり、原告らを含む共同相続人らにおいてそれが相続財産に含まれるものとして、当初申告書を提出したり、遺産分割協議を行ったりしていること等を根拠にして、上記④の債権の譲受けが実体を伴うものであると主張する。しかし、J及びGは、ともに被相続人が経営を統括してきたグループ企業であって、上記のような帳尻合わせの過程で、その帳簿に対応する取引が記載されることは、むしろ当然の処理ともいえるし、J及びGに対する債権が存在することを前提にした相続税申告や遺産分割がされているとはいっても、Aに対する貸付金の存在を自認したことに直ちににつながるものではないから、いずれの指摘も先に提示した疑問を払拭するに足りるようなものではない。

エ 以上のとおり、上記①及び④の各項目について、具体的な債権発生・消滅の事実が認められないことからすると、仮に、本件借入金勘定のうちその余の項目（順号10、11、15、17、19）が実体を伴っており、これに基づく債権の発生・消滅が認められたとしても、その残高はマイナスとなる。したがって、本件借入金勘定に係る帳簿記載がおよそ信頼できないとまではいえず、その全部を否定することはできないとの前提に立った上で、本件借入金勘定の各項目に係る被告の主張を個別的に検討してみても、本件貸付金の存在を認めることはできないというほかない。

(3) 小括

【判示(5)】

以上のとおり、本件借入金勘定に係る帳簿記載は全体として信用を置くべき基礎を欠いていることに加え、その項目を個別的に検討してみても、これに対応した被告主張の債権発生・消滅の事実が認められないものがあるため、結論において、本件相続に係る相続財産として、本件貸付金の存在を認めることもできない。

3 相続税額等の算定

(1) 以上のとおりであるから、本件貸付金が相続財産に含まれないものとして、課税価格及び相続税額を算定し直すと、別紙2「課税価格及び相続税額一覧表」記載の各金額は、次のとおりとなる。

ア 順号⑥「その他の財産」欄の金額883,966,630円については、同額から本件貸付金の金額とされていた322,993,342円を減じ、560,973,288円となる。

イ 順号⑦「取得財産の合計」のうち「各人の合計額」欄の金額1,809,452,207円は、1,486,458,865円となり、「原告丙」及び「原告丁」の

欄の金額は、本件貸付金の金額の相続割合 13分の2（韓国民法上の法定相続分）相当額だけ減じられて、それぞれ149,994,471円及び149,994,470円となる。

ウ 順号⑨「差引純資産額」のうち「各人の合計額」欄の金額は、1,482,393,074円となり、「原告丙」及び「原告丁」の欄の金額は、それぞれ149,994,471円及び149,994,470円となる。

エ 順号⑪「課税価格」のうち「各人の合計額」欄の金額は、1,516,517,000円となり、「原告丙」及び「原告丁」の欄の金額は、いずれも156,819,000円となる。

オ 以上を受けて、順号⑬「課税される遺産総額」は1,406,517,000円となる。

カ その上で、原告丙及び原告丁の納付すべき相続税額（順号⑳）を求めると、いずれも56,636,700円となる。

(2) よって、本件各更正処分のうち、原告らの各課税価格156,819,000円、各相続税額56,636,700円を超える部分は違法である。

次に、原告らの各申告額（及び更正の請求額）が上記各相続税額よりも過少であったことについて、原告らから国税通則法65条4項の規定する正当な理由があった旨の具体的な主張立証もないことから、本件各賦課決定処分のうち、上記各相続税額と本件各更正処分前の納付すべき各相続税額との差額309万円（1万円未満の端数切り捨て）に10パーセントの割合を乗じた30万9000円の過少申告加算税を課す部分は適法であるが、これを超える部分は違法である。

4 結論

以上の次第であり、原告らの請求のうち、本件各更正処分の取消請求及び本件各賦課決定のうち税額30万9000円を超える部分の取消請求には理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条ただし書を適用し、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 吉田 徹

裁判官 小林 康彦

裁判官 棚井 啓

(別紙)

当事者目録

原告	丙
同	丁
上記 2 名訴訟代理人弁護士	植村 公彦
同	高井 浩一
同	辻井 康平
被告	国
同代表者法務大臣	保岡 興治
処分行政庁	堺税務署長
	堀江 廣志
同指定代理人	網田 圭亮
同	新免 久弘
同	西 博昭
同	山内 勝
同	渋谷 久美

以上

(別紙 1)

相続税の課税の経緯及びその内容

(単位：円)

原告ら	申告・原処分等の年月日		期限内申告	更正の請求	第1次更正処分	第2次更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	区分		平成13年5月25日	平成13年8月27日	平成13年8月30日	平成15年12月18日	平成16年2月9日	平成16年4月28日	平成16年5月25日	平成17年5月17日
原告 丙	①	取得財産の価額	148,957,728	148,551,149	148,551,149	181,943,642	148,551,149	181,718,642	148,553,088	棄却
	②	債務控除額	406,579	0	0	0	0	0	0	
	③	加算される 贈与財産価額	0	0	0	6,825,000	0	6,825,000	0	
	④	課税価格 (①－②＋③)	148,551,000	148,551,000	148,551,000	188,768,000	148,551,000	188,543,000	148,553,000	
	⑤	納付すべき税額	53,655,500	53,545,600	53,545,600	72,788,200	53,545,600	72,686,500	53,546,600	
	⑥	過少申告加算税	—	—	—	1,924,000	0	1,914,000	0	
原告 丁	①	取得財産の価額	148,957,728	148,551,148	148,551,148	181,943,641	148,551,148	181,718,641	148,553,088	
	②	債務控除額	406,579	0	0	0	0	0	0	
	③	加算される 贈与財産価額	0	0	0	6,825,000	0	6,825,000	0	
	④	課税価格 (①－②＋③)	148,551,000	148,551,000	148,551,000	188,768,000	148,551,000	188,543,000	148,553,000	
	⑤	納付すべき税額	53,655,500	53,545,600	53,545,600	72,788,200	53,545,600	72,686,500	53,546,600	
	⑥	過少申告加算税	—	—	—	1,924,000	0	1,914,000	0	
相続税の 総額	①	取得財産の価額	1,489,577,268	1,476,777,276	1,476,777,276	1,810,702,207	1,476,777,276	1,809,452,207	1,476,796,673	棄却
	②	債務控除額	4,065,791	4,065,791	4,065,791	4,065,791	4,065,791	4,065,791	4,065,791	
	③	加算される 贈与財産税額	0	0	0	34,125,000	0	34,125,000	0	
	④	課税価格 (①－②＋③)	1,485,510,000	1,472,710,000	1,472,710,000	1,840,758,000	1,472,710,000	1,839,508,000	1,472,730,000	
	⑤	相続税の総額	536,555,000	530,155,000	530,155,000	714,177,400	530,155,000	713,522,400	530,165,000	

(注1) 「課税価格」欄は、国税通則法118条1項の規定により、1,000円未満の端数の切り捨て処理をしている。

(注2) 「納付すべき税額」、「相続税の総額」欄は、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数の切捨て処理をしている。

(別紙2)

課税価格及び相続税額一覧表

(単位：円)

順号	項目	各人の合計額	原告		他の共同相続人			
			原告丙	原告丁	乙	戊	D	E
①	土地	856,045,813	856,045,813					
②	家屋	6,964,978	6,964,978					
③	有価証券	23,072,630	23,072,630					
④	現金預貯金等	38,902,156	38,902,156					
⑤	家庭用財産	500,000	500,000					
⑥	その他の財産	883,966,630	883,966,630					
⑦	取得財産の合計 (①ないし⑥の合計)	1,809,452,207	199,685,754	199,685,753	1,410,080,700			
⑧	債務・葬式費用	4,065,791	—	—	4,065,791			
⑨	差引純資産額 (⑨－⑩)	1,805,386,416	199,685,754	199,685,753	1,406,014,909			
⑩	3年以内の贈与加算額	34,125,000	6,825,000	6,825,000	20,475,000			
⑪	課税価格 (⑪の額の1,000円未満切捨て)	1,839,507,000	206,510,000	206,510,000	1,426,487,000			
⑫	相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	110,000,000	5,000万円＋（1,000万円×6人）					
⑬	課税される遺産総額 (⑪の合計額－⑫)	1,729,507,000	⑪の合計－⑫					
⑭	各人の法定相続分	1	1/10	1/10	1/2	1/10	1/10	1/10
⑮	法定相続分に応ずる金額 (⑬×⑭、1,000円未満切捨て)	1,729,507,000	172,950,000	172,950,000	864,753,000	172,950,000	172,950,000	172,950,000
⑯	⑮に対する適用税率等	—	⑮×40% －15,200千円	⑮×40% －15,200千円	⑮×60% －75,200千円	⑮×40% －15,200千円	⑮×40% －15,200千円	⑮×40% －15,200千円
⑰	相続税の総額の基礎となる税額 (⑯による算出額、合計額は100円未満を切捨て)	713,551,800	53,980,000	53,980,000	443,651,800	53,980,000	53,980,000	53,980,000
⑱	各人の相続税額 (⑰の合計×各人の⑭÷⑬の合計)	713,551,796	80,106,018	80,106,018	553,339,760			
⑲	税額控除	287,219,552	450,000	450,000	286,319,552			
⑳	各人の納付すべき相続税額 (⑲の額の100円未満切捨て)	426,332,100	79,656,000	79,656,000	267,020,100			

(別紙 3)

過少申告加算税の計算明細表

(単位：円)

順号	項目	原告丙	原告丁
①	本件更正処分前の納付すべき相続税額(答弁書別表「第 1 次更正処分」の「納付すべき税額」欄参照)	53,545,600	53,545,600
②	本件更正処分における新たに納付すべき相続税額(甲第 4 号証の 1、2 の各 2 枚目の「異議決定後の額」欄参照)	72,686,500	72,686,500
③	増差税額 (②－①)	19,140,900	19,140,900
④	通常分の過少申告加算税の基礎となる税額(③の 1 万円未満の端数を切り捨てた金額)	19,140,000	19,140,000
⑤	通常分の過少申告加算税(④×10%)	1,914,000	1,914,000
⑥	基礎となる税額(③－(①又は 50 万円のいずれか多い金額)・1 万円未満の端数を切り捨てた金額)	—	—
⑦	加重される過少申告加算税(⑥×5%)	—	—
⑧	過少申告加算税の金額(⑤＋⑦)	1,914,000	1,914,000

(別紙4)

本件借入金勘定

(単位：円)

順号	日付	借方	貸方	残高	相手勘定	摘要
1	前記繰越	—	—	45,148,390		
2	12.1.31	—	10,060,704	55,209,094	当座／N銀行	被相続人
3	12.3.17	—	30,450,424	85,659,518	当座／N銀行	被相続人
4	12.3.17	—	13,158,671	98,818,189	当座／N銀行	被相続人
5	12.3.17	—	13,180,093	111,998,282	当座／N銀行	被相続人
6	12.3.22	—	60,073,550	172,071,832	当座／N銀行	被相続人
7	12.6.30	—	128,275,115	300,346,947	諸口	被相続人
8	12.6.30	119,700,000	—	180,646,947	諸口	別口預金修正申告 被相続人処理仕訳
9	12.6.30	431,469,206	—	△250,822,259	諸口	現金分修正申告被 相続人処理仕訳
10	12.6.30	467,216,811	—	△718,039,070	諸口	貸付金修正申告被 相続人処理仕訳
11	12.6.30	—	177,909,635	△540,129,435	諸口	被相続人分修正申 告処理仕訳
12	12.6.30	30,039,075	—	△570,168,510	定期預金P銀行	被相続人／P銀行 振替
13	12.6.30	10,000,000	—	△580,168,510	定期預金P銀行	被相続人／P銀行 振替
14	12.6.30	514,512	—	△580,683,022	受取利息	被相続人／朝銀利 息分
15	12.7.1	—	19,487,650	△561,195,372	未払金被相続人	被相続人6月末残 高振替
16	12.7.1	—	3,000,000	△558,195,372	長期貸付金R	R／被相続人引継
17	12.7.1	2,212,000	—	△560,407,372	預り保証金	被相続人引継／横 浜市
18	12.7.1	—	1,050,000	△559,357,372	未払金J	J／被相続人引継
19	12.7.1	—	70,000,000	△489,357,372	仮受金	U／被相続人振替
20	12.7.1	—	148,091,851	△341,265,521	短期借入金G	G／被相続人6月 末残高振替
21	12.7.1	—	341,265,521	0	未払金J	A／被相続人振替

(注) 残高欄の「△」は、マイナスを示す。

(別紙5)

本件借入金勘定の各順号について

1 順号1について

順号1は、平成11年11月30日現在における残高を示すものであるところ、同日までの個々の債権債務関係を個別に特定することはできない。

しかしながら、① Aは、本件査察調査に基づいて、修正申告し、被相続人からの借入金として合計1億7790万9635円を本件借入金勘定に追加して計上しているところ(乙6)、このことは、Aにおいて、上記残高に対応する金額の被相続人からの借入金が存在することを当然の前提としていることができるし、さらに、② 平成8年11月末時点におけるAの被相続人からの借入残高は56万0442円であったところ(乙3)、平成9年7月18日、被相続人名義の定期預金4000万円(O信用組合堺市店口座番号)が解約され、利息を含めた4064万円がAの口座に振り替えられ(乙4、5)、平成9年11月末における借入金残高が4514万8390円となり、平成11年11月末まで借入金残高に変動がないこと(乙3)からすると、順号1の残高の大部分(4064万円)は被相続人名義の上記定期預金の解約金からの借入れというべきであり、順号1のうち、少なくとも上記4064万円部分については正当な会計処理であることが裏付けられている。

よって、順号1に係る会計帳簿(乙1の6・1枚目、乙1の3・1枚目)は、平成11年11月30日までに被相続人がAに対して4514万8390円を貸し渡していた事実を適正に記載したものである。

2 順号2(平成12年1月31日)について

順号2に係る会計帳簿(乙1の6・1枚目、乙29)は、Aが、平成12年1月31日、被相続人から1006万0704円を借り受け、同金額がAの当座預金(N銀行)に入金されたことを記載したものであるが、同日、被相続人名義の定期預金1000万円(N銀行堺支店口座番号

)が解約されていることからすると(税額控除後の利息も合計すると1006万0704円である。乙7・4、5枚目)、適正な会計処理であった。

3 順号4(平成12年3月17日)について

順号4に係る会計帳簿(乙1の6・1枚目、乙29)は、Aが、平成12年3月17日、被相続人から1315万8671円を借り受け、同金額がAの当座預金(N銀行)に入金されたことを記載したものであるが、同日、被相続人名義の定期預金(S銀行浜寺支店口座番号)及び普通預金2口(S銀行浜寺支店の口座番号 及び口座番号)が解約されていることからすると(税額控除後の利息も合計すると1315万9511円である。Aの当座預金(N銀行)に入金された1315万8671円との差額840円は振込手数料だと思われる。乙11から13まで)、適正な会計処理であったというべきである。

4 順号3及び5(平成12年3月17日)並びに順号12から14まで(平成12年6月30日)について

(1) はじめに

順号3及び5に係る会計処理も、順号4と同日のものであり、Aが、修正申告をしたことに伴って、新たに法人税を納付すべき必要が生じたことから、その原資のために、被相続人名義の預金を

Aが受け入れたものであると考えられる。Aの会計担当者は、これらの預金を順号3及び5でいったん名義どおり被相続人に帰属すべき預金であるとして処理したが、これを引き継いだV税理士事務所のH事務員が確認したところ、これらの預金は、名義は被相続人ではあるものの、真実はAに帰属すべき定期預金であったことが判明したことから、順号12から14まで（平成12年6月30日）において反対勘定を立てて修正したものである（乙33・7～9ページ、証人H尋問調書27ページ）。

(2) 順号3について

順号3に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙29）は、Aが、平成12年3月17日、被相続人から3045万0424円を借り受け、同金額がAの当座預金（N銀行）に入金されたことを記載したものである。実際に、同日、被相続人名義の定期預金2口（P銀行堺支店C I F番号

及びC I F番号）が解約されており、税額控除後の利息も合計すると、これらの合計は3045万1159円となる。この金額は、Aの当座預金（N銀行）に入金された3045万0424円と近似しており（差額735円は振込手数料だと思われる。）、上記の会計処理は、外形上は、金員の動きを的確に反映している（乙24、25）。

しかしながら、被相続人名義の上記定期預金2口は、いずれも本件査察調査によってAの資産であるとされ、Aにおいてもその旨を修正申告していたことから（乙6）、後日、そのことに気付いたV税理士事務所のH事務員が、順号12及び14に係る会計処理をすることによって順号3に係る会計処理を修正した（乙33・7～9ページ）。

(3) 順号5について

順号5に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙29）は、Aが、平成12年3月17日、被相続人から1318万0093円を借り受け、同金額がAの当座預金（N銀行）に入金されたことを記載したものである。実際に、同日、被相続人名義の定期預金（O信用組合堺支店口座番号

）が解約され（税額控除後の利息も合計すると1010万2428円である。乙26）、被相続人名義の普通預金（O信用組合堺支店口座番号）から307万8295円が引き出されており（乙27）、これらの合計が1318万0723円となる。この金額は、Aの当座預金（N銀行）に入金された1318万0093円と近似しており（差額630円は振込手数料だと思われる。）、上記の会計処理は、外形上は、金員の動きを的確に反映したものである。

しかしながら、被相続人名義の上記定期預金及び普通預金は、いずれも本件査察調査によってAの資産であるとされ、Aにおいてもその旨を修正申告していたことから（乙6）、後日、そのことに気づいたV税理士事務所のH事務員が、順号13及び14に係る会計処理をすることによって順号5に係る会計処理を修正した（乙33・7～9ページ）。

(4) 順号12について

順号12に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙29）は、順号3に係る会計処理を修正したものである（乙33・7～9ページ）。このことは、順号12の3003万9075円が、前記(2)記載の被相続人名義の定期預金2口の預入金額（P銀行堺支店C I F番号）に係る平成10年9月7日の預入金額2003万9075円（乙24）と同支店C I F番号の同月30日の預入金額1000万円（乙25）の合計と一致することからも明らかである。なお、それぞれの解約日までの税額控除後の利息（41万2084円）については順号14で修正されている。

(5) 順号13について

順号13に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙29）は、順号5に係る会計処理の一部を修正したものである（乙33・7～9ページ）。このことは、順号13の1000万円が、前記(3)記載の被相続人名義の定期預金の預入金額（〇信用組合堺支店口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇）の平成10年9月30日の預入金額1000万円（乙26）と一致することからも明らかである。なお、解約日までの税額控除後の利息（10万2428円）については順号14で修正されている。

(6) 順号14について

順号14に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙29）は、順号3及び順号5に係る会計処理の一部を修正したものである（乙33・7～9ページ）。このことは、順号14の51万4512円が、順号12及び順号13で考慮されなかった税額控除後の利息の合計額（前記(4)指摘の41万2084円と前記(5)指摘の10万2428円の合計額）と一致することからも明らかである。

5 順号6（平成12年3月22日）について

順号6に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙29）は、Aが、平成12年3月22日、被相続人から6007万3550円を借り受け、同金額がAの当座預金（N銀行）に入金されたことを記載したものであり、実際に、同日、被相続人名義の定期預金2口（N銀行堺支店口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇）及び同支店口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇。合計6007万3550円）が解約されている。

しかしながら、被相続人名義の上記定期預金2口は、いずれも本件査察調査によってAに帰属するとされ、Aにおいても自己に帰属するものとして修正申告をした現金4億3146万9206円を原資とするものであった。Aの会計担当者及びV税理士事務所のH事務員は、このことに気付かず、被相続人の定期預金からの入金だと考え、借入金とする会計処理を行い、かつ、順号3及び順号5のように、後日反対勘定を立てての修正もされなかった（乙33・4、5ページ）。

順号6に係る会計処理は、被相続人名義の上記定期預金2口がAに帰属すべきものであることを看過してされたものであり、会計処理上、明らかに誤っているものである。

6 順号7（平成12年6月30日）について

順号7に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙29）は、Aが、平成12年6月30日、被相続人から1億2827万5115円を借り受け、同金額がAに受け入れられたことを記載したものであるが、同月28日、被相続人名義の定期預金8口（Q銀行（現Q銀行）鶴橋支店口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇）

枝番4～7及び9～12）が解約されていること（乙15）からすると、適正な会計処理であった。

7 順号8から11まで（平成12年6月30日）について

(1) はじめに

順号8から11までに係る会計処理は、Aが、修正申告をしたことに伴って新たに生じた修正貸借科目を会計帳簿に受け入れるために行ったものであるが、順号8及び順号9に係る会計処理は、全部、又は少なくとも順号9のうち3億8306万6892円部分は明らかに誤っている。

これに対し、順号10及び順号11は、いずれも適正な会計処理であった。

(2) 順号8及び9について

順号8に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙16、乙29）は、Aが、平成12年6月30日、被相続人に1億1970万円を貸し付け、同金額が被相続人に受け入れられたことを記載したものであるが、これは、本件査察調査によってAの資産（平成11年11月期に発生した簿外資産）として指摘された別口預金1億1970万円の受入処理としてされたものである（乙33・5ページ）。

順号9に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙16、乙29）は、Aが、平成12年6月30日、被相続人に4億3146万9206円を貸し付け、同金額が被相続人に受け入れられたことを記載

したものであるが、これは、本件査察調査によってAの資産（平成8年、平成9年及び平成10年の各11月期の各売上金に発生した簿外資産）として指摘された現金4億3146万9206円の受入処理としてされたものである（乙33・5ページ）。

このように、Aの被相続人からの借入金を減殺する方法によって、上記別口預金1億1970万円及び上記現金4億3146万9206円の受入れをしたのは、H事務員においては、これらの資産の具体的内容を聞かされておらず、個別的に特定することができなかったことから、そのすべてを代表者である被相続人が自己の資産として運用していることにして、全額についてAから被相続人に対して貸し付けたことにしたためである（乙33・5、6ページ）。

しかしながら、本件査察調査によってAの資産であると指摘され、かつ、Aにおいてもその旨の修正申告をしている以上、上記別口預金1億1970万円及び上記現金4億3146万9206円はAの資産として現に存在していたのであるから、H事務員がその実体を十分に確認することなく、全額についてAから被相続人に対して貸し付けられたという扱いにしたことは不適切であり、誤った会計処理であった。

仮に、そのような取扱いが、会計処理上誤りであるとまではいえないとしても、上記現金4億3146万9206円を原資とする預金3億8306万6892円は、Aに帰属すべき財産であり、平成12年1月31日及び同年3月22日に既にAに受け入れられていたのであるから、少なくとも、上記4億3146万9206円のうちの3億8306万6892円については、これを被相続人に貸し付けたとする取扱いは、二重処理であって、明らかに誤った会計処理である（乙33・5、6ページ）。

(3) 順号10について

順号10に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙16、乙29）は、Aが、平成12年6月30日、被相続人に4億6721万6811円を貸し付け、同金額が被相続人に受け入れられたことを記載したものであるが、これについては、本件査察調査によってAの被相続人に対する貸付金であるとされ、Aにおいてもその旨を修正申告した貸借科目を反映させたものであり、適正な会計処理であった。

(4) 順号11について

順号11に係る会計帳簿（乙1の6・1枚目、乙16、乙29）は、Aが、平成12年6月30日、被相続人から1億7790万9635円を借り受け、同金額がAに受け入れられたことを記載したものであるが、これについては、本件査察調査によってAの被相続人からの借入金であるとされ、Aにおいてもその旨を修正申告した貸借科目を反映させたものであり、適正な会計処理であった。

8 順号15から21まで（平成12年7月1日）について

(1) はじめに

順号15から21までに係る会計処理は、他の債権債務関係をAの被相続人に対する借入金又は貸付金として振り替えたものであるが、以下に述べるとおり、いずれも適正な会計処理であった。

(2) 順号15について

順号15に係る会計帳簿（乙1の6・2枚目、乙17・2、4枚目、乙29）は、平成12年7月1日、Aの被相続人に対する未払金債務1948万7650円を、Aの被相続人からの借入金として振り替えることを記載したものであるが、Aは、実際に、被相続人から店舗、駐車場及び宅宅を借りており、その地代家賃が未払となっていたことからすると（乙17、乙18・2枚目）、適

正な会計処理であった。

(3) 順号16について

ア J及びAにおける会計処理

(ア) Jは、Rが振り出した次の各手形（合計9000万円）を受け取った（乙36）。

① 平成6年6月30日に振り出した3000万円

（満期：平成6年12月31日）

② 平成6年10月12日に振り出した2000万円

（満期：平成7年1月31日）

③ 平成6年10月12日に振り出した4000万円

（満期：平成6年12月31日）

(イ) Jは、上記各手形がいずれも不渡りとなったことから、平成12年7月1日、これをRに対する長期貸付金（9000万円）に振り替えた（乙38）。

(ウ) Jは、平成12年7月1日、上記(イ)のRに対する長期貸付金9000万円のうち8700万円部分について、被相続人に振り替えた（反対勘定として、Jの被相続人からの長期借入金が減殺されている。乙38、39）。

(エ) Jは、平成12年7月1日、①上記(イ)のRに対する長期貸付金9000万円のうち300万円部分（上記(ウ)の残額）を、Aに有償譲渡し、その代金をAに対する長期貸付金として計上した。さらに、Jは、同日、②上記長期貸付金債権（Aに対する300万円の長期貸付金債権）を被相続人に引き継いだ（反対勘定として、Jの被相続人からの長期借入金が減殺されている。）。(以上につき、乙37から39まで)

Aにおいては、JからRに対する長期貸付金300万円を譲り受けたことを受け、平成12年7月1日、Rに対する長期貸付金300万円を計上し（Jにおける上記①の会計処理に対応する。）、その反対勘定として、被相続人からの短期借入金（JのAに対する300万円の長期貸付金を被相続人のAに対する300万円の短期貸付金として引き継いでいる。）を計上した（Jにおける上記②の会計処理に対応。乙19・2枚目）。

(オ) この結果、被相続人はRに対する8700万円の長期貸付金債権及びAに対する300万円の短期貸付債権を有し、AはRに対する300万円の長期貸付金債権を有することとなった。

イ 順号16に係る会計処理は適正であること

順号16に係る会計帳簿（乙1の6・2枚目、乙19・2枚目、乙29・4枚目）は、Aが、平成12年7月1日、JのAに対する300万円の長期貸付金を被相続人が引き継いだことを受け、これを被相続人からの短期借入金として処理したことを記載したものとして、適正な会計処理であった。

(4) 順号17について

順号17に係る会計帳簿（乙1の6・2枚目、乙20・2枚目、乙21、乙29）は、平成12年7月1日、被相続人が負っていた預り保証金債務（221万2000円）をAが引き継ぎ、同額について、被相続人に対する貸付金として処理したことを記載したものとして、適正な会計処理であった。

(5) 順号18について

順号18に係る会計帳簿（乙1の6・2枚目、乙20・2枚目、乙22、乙29・4枚目）は、平成12年7月1日、被相続人のJに対する105万円の貸付金債権、JのAに対する同額の未収

入金債権を清算し、被相続人のAに対する同額の貸付金債権に振り替えることを記載したものであるが、Jにおいても、被相続人のJに対する上記貸付金債権が短期借入金として計上されていること（乙1の4・7枚目）からすると、適正な会計処理であったといえる。

(6) 順号19について

順号19に係る会計帳簿（乙1の6・2枚目、乙20・2枚目、乙23、乙29・4枚目）は、平成12年7月1日、被相続人のUに対する7000万円の貸付金債権をAに引き継ぎ、被相続人のAに対する同額の貸付金債権に振り替えることを記載したものと、適正な会計処理であった。

(7) 順号20について

順号20に係る会計帳簿（乙1の3・2枚目、乙1の6・2枚目、乙29・5枚目）は、平成12年7月1日、被相続人のGに対する貸付金債権と、GのAに対する貸付金債権を、1億4809万1851円の限度で清算し、被相続人のAに対する同額の貸付金債権に振り替えることを記載したものであるが、① Gにおいても、被相続人からの借入金（被相続人のGに対する貸付金債権）を短期借入金勘定に計上していること（乙1の2・2枚目）、② 原告らを含む共同相続人らは、被相続人のGに対する上記貸付金債権のうち、相続開始日現在の残高755万0049円を、被相続人に係る遺産として本件当初申告の課税価格に算入して申告していること（甲1・9枚目）、③

同相続人らは、被相続人のGに対する上記貸付金債権を被相続人に係る遺産に含めて、平成13年7月5日付けで、分割協議をしていること（甲2）からすると、適正な会計処理であったといえる。

(8) 順号21について

順号21に係る会計帳簿（乙1の6・2枚目、乙29・5枚目）は、平成12年7月1日、被相続人のJに対する貸付金債権と、JのAに対する貸付金債権を、3億4126万5521円の限度で清算し、被相続人のAに対する同額の貸付金債権に振り替えることを記載したものであるが、① Jにおいても、被相続人からの借入金（被相続人のJに対する貸付金債権）を短期借入金勘定に計上していること（乙1の4・7枚目）、②被相続人は、平成12年7月10日、被相続人のJに対する上記貸付金債権のうち6億3155万0200円を放棄していること（乙2の1）、③原告らを含む共同相続人らは、被相続人のJに対する上記貸付金債権のうち、相続開始日現在の残高3億0006万9970円を、被相続人に係る遺産として本件当初申告の課税価格に算入して申告していること（甲1・9枚目）、④共同相続人らは、被相続人のJに対する上記貸付金債権を被相続人に係る遺産に含めて、平成13年7月5日付けで、分割協議をしていること（甲2）からすると、適正な会計処理であったといえる。

以上